第9回石川町農業委員会総会議事録

- 1. 招集年月日 令和元年9月18日(水) 午後1時30分
- 2. 招集場所 石川町役場 3階 正庁議場
- 3. 議案
- (1) 議案第27号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の 件

- (2)議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件
- (3) 議案第29号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に 対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

1番 角田 義光 2番 横川 昌英 4番 芳賀 正幸

5番 緑川 一男 6番 仲田 昌勝 7番 緑川 喜友

8番 遠藤 武重 9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

11番 添田 勉 12番 藤田 浩伸 13番 小林 富男

14番 近内 繁治 15番 小池 力 16番 福田 正三

17番 矢内 壮幸 18番 齋藤 英幸

欠席委員 3番 金沢 和則

事務局 事務局長 佐藤 康博

庶務係長 三瓶 桂治

書 記 矢内 康裕

・議 長 本日の出席は16名です。金沢委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第9回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議ないものと認め、5番緑川一男委員 6番仲田昌勝 委員を指名いたします。

(1) 議案第27号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

議長 それでは議事に入ります。

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

· 事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 それでは、農地法第3条第1項番号1を調査しました私に代わり、近内 繁治農地利用最適化推進委員に報告を求めます。
- ・近内繁治委員 農地法第3条1項1番の規定による許可申請に対し、現地の確認調査を した結果を報告いたします。

さる9月13日午後1時より、石川町〇〇〇〇〇〇〇の現地にて行いました。当該地は母畑、須賀川線の一本松から曲木方面に約1km行った所の〇〇〇〇〇〇〇〇〇のY字路を左に曲がり100mほど行った所に位

置します。立会人は佐藤会長と私と代理人で全権を委任されている〇〇〇〇の3人で行いました。譲受人の〇〇〇〇は委任状を託し出席されませんでした。譲受人〇〇〇〇は現在〇〇〇〇〇〇〇に住んでおり、夫婦で教員をしております。譲渡人で父親の〇〇〇〇は85歳と高齢で、長女の〇〇〇〇が贈与を受けることになりました。

当該農地は水田7,600㎡、畑12,933㎡、全41筆です。権利取得後は周辺農地と協調し、影響の与えることの無いように行うとのことです。また、地域農業活動への取り決めを守り、積極的に参加協力していくとのことであります。ご主人は現在〇〇〇〇〇〇〇〇で教鞭をとっており、その傍ら連休の時は通勤農業をしているとのことです。退職後は夫婦で石川に戻り農業をするとのことです。現在田は近くの人が作付しております。許可申請書の営農計画書によりますと、耕作の予定が田1,917㎡、畑8,997㎡でブルーベリーやとうもろこし、さるなし等を作付する計画をしています。

以上調査した結果この案件は問題がないものと思われますが、皆様のご 審議の程よろしくおねがいします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3第1項番号1の件について、農地法第3条第2項第1号(全部効率利用要件)及び第4号(農作業常時従事要件) に該当していないか協議いたします。何かご意見等ございませんか。

なかなか内容が把握できないと思いますけども、譲受人が○○○○○○○○ ○○ ○ ○ ○ 在住で相当の面積を贈与されるわけですけど、先ほど事務局からありましたように 50km離れていることになりますとどうなるかとういうことも現地において話はいたしました。それについてのご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

事務局長、農作業常時従事要件というのは。具体的には。

- ・事務局長 これは年間を通して150日の農作業に従事するというものなのですが 厳密に150日田畑に足を運ぶということでなくても、耕作をしていれば 保全管理できているものとみてよいものと考えます。目安は150日に なります
 - 議長何か質問等ありませんか。
- ・遠藤武重委員 今誰か作付している人はいますか。

- ・議 長 親戚で〇〇〇〇という方が田んぼは作付しています。一部荒れている所 もありますけども、〇〇〇〇〇〇〇の多面機能支援促進事業の中におい て荒れているところは今後、組織団体の中で整備をしていくとのことです。
- ・遠藤武重委員 耕作放棄地にならなければ良いと思いますので、それならば異議ありません。
- ・矢内壮幸委員 畑はどうなっていますか。
- ・議 長 畑については、〇〇〇〇のが補助を受けながら作付けをするとがんばっていたのですが、かなりの面積と高齢ということでここ2.3年は完全に動ける状況でないということで耕作放棄という形です。それを手助けし出来るだけ荒れないように手伝いますという地元の親戚の方が2人います。

その他、何かご質問ありませんか。無ければ異議のないものと認め、農地法第3条第1項番号1について、農地法第3条第2項第1号及び4号の不許可要件に該当していないと判断いたします。その他、不許可要件に関すること以外で何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 それでは異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号1については承認するものと決定いたします。

(2) 議案第28号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の 件

- ・議長 次に、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。
 事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は砂利採取を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は農用地です。

- ・議 長 それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した横 川昌英委員に報告を求めます。
- ・横川昌英委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用のための権利の設定について調査 した結果を報告します。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の県道137号線から赤羽方面に1km程の場所で、阿武隈川が過去に蛇行していた時代の河道であるらしく、砂利層のため水持ちも悪く隣接地の砂利採取の実績により、良質の砂利層を含んでいると思われ、地主からの要望もあり、床土の入れ替えを兼ねて砂利採取をすることになりました。採取期間は令和元年11月1日から令和2年4月30日までの予定となっております。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議のないものと認め、議案第28号 農地法第5条第1項番号1については承認するものと決定いたします。

(3) 議案第29号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に 対する意見決定の件

・議 長 次に、議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可 後の事業計画変更申請にする意見決定の件について議題といた します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案朗読)

・議 長 只今説明のありました農地法第5条第1項規定による許可後の事業計画 変更申請の件について何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め議案第29号 農地法第5条第1項規定による許可後の事業計画変更申請の件について承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本 日の会議を閉じます。

午後1時52分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とする ため署名する。

令和元年9月18日 石川町農業委員会

議事録署名人	5番	
	6番	